

成田市地域防災計画修正（素案）の概要

成田市では、防災対策の更なる充実を図るため、令和元年の一連の災害における被害や、課題・教訓等を踏まえた検証結果を反映させ、大規模停電対策や避難体制の充実等を盛り込むとともに、国の防災基本計画及び千葉県の地域防災計画の修正等を反映した成田市地域防災計画の修正を行います。

主な修正内容

1 令和元年一連の災害に関する検証結果を踏まえた対応

(1) 大規模停電への対応

- ① 大規模停電事故災害対策計画の策定 共 90P 共 99P~101P 大 28P~30P

(2) 避難体制の充実強化

- ① 避難勧告等の発令体制の整備（なりたメール配信サービス等の追加）共 50P
② 市の避難所等の区分及び内容を変更（自主避難所を廃止し、早期開設避難所・一次避難所・二次避難所を設置）共 76P~77P 震 14P 風 2P 風 20P 風 25P~26P

区分	内容	指定主体
① 指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市
② 指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市
③ 抱点指定避難所	情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市
④ 早期開設避難所 (風水害時)	早期避難を希望する市民が滞在する避難所 台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市
⑤ 一次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 市内に警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。早期開設避難所10箇所+市所管37施設を指定する。	市
⑥ 二次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。	市
⑦ 臨時避難所	多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市
⑧ 自主避難施設 (自主避難場所)	自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域の応急対応を実施する拠点	区 自治会等

(3) 災害復興本部の設置

- ① 災害復興本部の設置基準の明確化 共 110P

凡例 【関連文章掲載ページ】

共 1P=共通編 1ページ

震 1P=災害応急対策編 震災対策計画 1ページ

風 1P=災害応急対策編 風水害等対策計画 1ページ

大 1P=災害応急対策編 大規模事故対策計画 1ページ

2 国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正等の反映

(1) 応援協力体制の整備

- ① 被災市区町村応援職員確保システムの活用について記載 共 68P

(2) 廃棄物処理体制の整備

- ① 千葉県災害廃棄物処理計画及び成田市災害廃棄物処理計画に基づくものであることを記載 共 73P
震 64P

(3) 災害派遣・応援要請

- ① 広域応援の受入れについて規定 震 81P~82P

(4) 災害救助法が適用された場合の応急救助方法及び期間等

- ① 「災害救助法による救助の種類・方法・期間等」に準ずる旨を記載 震 18P

(5) 風水害等

- ① 令和2年3月30日に指定された「根木名川に係る洪水浸水想定区域図」について記載 共 34P~36P

(6) 防災体制の強化

- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の推進等について記載 共 4P 震 51P

3 その他

(1) 土砂災害警戒区域等

- ① 令和2年9月29日告示のデータへと更新 共 36P~37P

※土砂災害警戒区域に関しては県が告示指定するものであるため、今年度中に再度告示指定があった場合、最新のデータへ更新いたします。

(2) 災害対策本部の事務分掌

- ① 市民生活部の事務分掌に「自治会等への情報提供に関すること」「NPO法人との連絡調整に関すること」追加 震-8

(3) 市職員の配備基準

- ① 気象庁が「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとしたことに伴い、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないとなったため、配備基準から東海地震に関する記載を削除 震-1P

(4) 航空機事故対策計画

- ① 成田国際空港航空災害対策協議会及び成田国際空港航空機事故緊急活動計画について記載 共 95P
大 5P~7P

(5) 対象河川の基準水位

- ① 国の指定水位の見直しに基づき、利根川下流の避難判断水位を4.3mから3.9mへ変更 風 7P